

業者の皆さまへ

公的研究費の適正な執行に係る取り組みについて（依頼）

京都橋大学

京都橋大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日文部科学大臣決定、2021年2月1日改正）や「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月26日文部科学大臣決定）等に基づき、本学における公的研究費の適正な運営・管理のあり方の検討や公正な研究活動の推進のため、実効ある具体的な取り組みとして、「公的研究費不正使用防止計画」を策定しています。

さらに、本学の学問研究が適正に行われ、社会の信頼に込えられるよう、本学の研究者、事務職員等および学生等が不断に自覚し遵守する規範として、「京都橋大学研究活動における倫理指針」も制定しています。

このように本学では、公的研究費の不正使用を防止し、適正な執行を確保する取り組みの充実を図っているところです。

つきましては、業者の皆さまにおかれましても、下記依頼事項にご留意の上、公的研究費の適正な執行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 見積書、納品書、請求書の3点を、発注者へ必ずお渡してください。
2. 見積書、納品書、請求書には必ず日付を記入してください。
3. 預け金やプール金には絶対に加担しないでください。
4. 一定の取引実績（回数、金額等）や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、誓約書の提出を求める場合がありますのでご協力ください。
5. 本学構成員から不正な行為の依頼等があった場合は、速やかに通報窓口までご連絡ください。
6. 不正な取引に関与したことが発覚した場合、取引停止等の処分を講じます。

以上